

宮城県公報

目 次

ページ
平成二十二年八月二十日

告 示

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(共同参画社会推進課)
(産業立地推進課)
(農村振興課)
(同)
(農村整備課)
(森林整備課)

特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 みやぎダンス
一 代表者の氏名
定行 俊彰

二 主たる事務所の所在地
仙台市若林区新寺三丁目十一番十六号

三 定款に記載された目的
この法人は、障害を多様性と捉え、障害のある人達とない人達がお互

いを尊重し共に生きる社会の実現を図るため、障害のある人達とない人達が対等に参加する様々なダンスおよび舞台芸術活動、身体表現活動等に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日
平成二十二年七月十五日

○宮城県告示第八百二十八号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり

実施する。

平成二十二年八月二十日

○選挙管理委員会
公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の中止の公告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の中止の公告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定
- 道路の区域変更(三件)

(道 路 課)
(道 路 課)
(道 路 課)

四 七 四

二 二 二

一 一 一

(契 約 課)

同 同 同

四 七 七

二 二 二

一 一 一

(政 府 課)

同 同 同

四 七 七

二 二 二

一 一 一

(政 府 課)

同 同 同

四 七 七

二 二 二

(政 府 課)

同 同 同

四 七 七

二 二 二

(政 府 課)

同 同 同

四 七 七

二 二 二

(政 府 課)

同 同 同

四 七 七

二 二 二

(政 府 課)

同 同 同

四 七 七

二 二 二

(政 府 課)

同 同 同

四 七 七

二 二 二

(政 府 課)

同 同 同

四 七 七

二 二 二

(政 府 課)

同 同 同

四 七 七

二 二 二

(政 府 課)

同 同 同

四 七 七

二 二 二

(政 府 課)

同 同 同

四 七 七

二 二 二

(政 府 課)

同 同 同

四 七 七

二 二 二

(政 府 課)

同 同 同

四 七 七

二 二 二

(政 府 課)

同 同 同

四 七 七

二 二 二

発 行
宮 城 県
(総務部私文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

告 示

- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十一年分)
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十一年分)

一一

- 宮城県告示第八百二十七号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第一項の規定により告示する。

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十二年八月二十日	宮城県知事 村井嘉浩	午前九時から午後三時まで	白石市役所正面駐車場
平成二十二年八月二十日	宮城県知事 村井嘉浩	午前九時から午後三時まで	白石市役所正面駐車場
平成二十二年八月二十日	宮城県知事 村井嘉浩	午前九時から午後三時まで	白石市役所正面駐車場

十月同十八日	名取市	全 域	午前十時から午後二時三十分まで	名取市閑上公民館
十月十九日	名取市	全 域	午前十時から午後二時三十分まで	名取市役所東側駐車場
十月二十日	名取市	全 域	午前十時から午後二時三十分まで	名取市役所東側駐車場
十月二十一日	岩沼市	中 央	午前十時から午後二時三十分まで	岩沼市旧勤労青少年ホーム
十月二十二日	岩沼市	玉浦・千貫	午前十時から午後三時三十分まで	岩沼市旧勤労青少年ホーム

○宮城県告示第八百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営千刈江地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次とおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六ヶ月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴え提起することができる。

平成二十二年八月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
志津川	畠地帶総合整備事業	昭和六十一年一月十四日
新田	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月十一日
渡丸	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月二十五日
沢辺	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月二十六日
金生	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年五月六日
尾松第一	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年五月六日

○宮城県告示第八百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十九条第五項の規定により、河南矢本土地改良区に係る大曲地区の交換分合計画の認可の申請を相当と認めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この交換分合計画に対し異議があるときは、同条第七項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議を申し出ることができる。

平成二十二年八月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
志津川	畠地帶総合整備事業	昭和六十一年一月十四日
新田	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月十一日
渡丸	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月二十五日
沢辺	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月二十六日
金生	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年五月六日
尾松第一	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年五月六日

○宮城県告示第八百三十号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年八月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
志津川	畠地帶総合整備事業	昭和六十一年一月十四日
新田	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月十一日
渡丸	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月二十五日
沢辺	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月二十六日
金生	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年五月六日
尾松第一	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年五月六日

○宮城県告示第八百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

地区名	事業の名称	工事完了年月日
志津川	畠地帶総合整備事業	昭和六十一年一月十四日
新田	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月十一日
渡丸	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月二十五日
沢辺	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月二十六日
金生	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年五月六日
尾松第一	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年五月六日

○宮城県告示第八百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

地区名	事業の名称	工事完了年月日
志津川	畠地帶総合整備事業	昭和六十一年一月十四日
新田	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月十一日
渡丸	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月二十五日
沢辺	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月二十六日
金生	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年五月六日
尾松第一	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年五月六日

○宮城県告示第八百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

地区名	事業の名称	工事完了年月日
志津川	畠地帶総合整備事業	昭和六十一年一月十四日
新田	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月十一日
渡丸	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月二十五日
沢辺	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月二十六日
金生	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年五月六日
尾松第一	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年五月六日

宮城県知事
村井嘉浩

- 三 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栗原市一迫(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
- 一 土砂の流出の防備
- 二 変更後の指定施業要件

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(1) (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市一迫（次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
次のとおりとする。

三　変更後の指定施業要件 1　立木の伐採の方法

1 指定施業要件の変更に係る保
加美郡加美町（次の図に示す）

(一) 次の森林については、主伐は、折伐による。

(三) その他、森林に一いでは、主伐に係る伐採種を定めない
主伐として伐採ができる立木は、当該立木の

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

同様に他の森林資源の利用も、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとす。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覽に供する。)

○宮城県告示第八百三十三号

定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十二年八月二十日

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

宮城県知事 村井嘉浩

(一) 変更後の指定施業要件

平成二十一年八月一十日
宮城県知事
村井嘉浩
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
三 変更後の指定施業要件
水源のかん養

- 1 立木の伐採の方法
変更しない。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(1) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。)
○宮城県告示第八百三十五号
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
- 平成二十二年八月二十日
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
加美郡加美町宮崎字北（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
立木の伐採の方法
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 主伐に係る伐採種を定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(a) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
○宮城県告示第八百三十五号
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
加美郡加美町宮崎字北（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
立木の伐採の方法
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 主伐に係る伐採種を定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(a) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
加美郡加美町宮崎字北（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
立木の伐採の方法

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宮城県知事 村井嘉浩
- 2 保安林として指定された目的
立木の伐採の方法
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 主伐に係る伐採種を定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(a) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宮城県知事 村井嘉浩
- 2 保安林として指定された目的
立木の伐採の方法
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 主伐に係る伐採種を定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宮城県知事 村井嘉浩
- 2 保安林として指定された目的
立木の伐採の方法
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 主伐に係る伐採種を定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宮城県知事 村井嘉浩
- 2 保安林として指定された目的
立木の伐採の方法
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 主伐に係る伐採種を定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (1) 主伐に係る伐採種を定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (a) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

変更の区間		前変更後		前変更後		前変更後		前変更後		前変更後	
道路の種類	主要地方道	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A
登米市迫町佐沼字鉄砲丁一一番四地先から	登米市迫町佐沼字鉄砲丁一一番四地先	後A	前B	一一・一 一六・八	一二・一 一六・八	一七五・五	一七五・五	備考	備考	備考	備考
同市同町佐沼字的場三七番地先まで		一一・六 一六・八	五・四 七・四	一七九・二	一七九・二						
		一七五・五									

1 道路の種類 主要地方道
2 路線名 築館登米線
3 道路の区域

変更の区間	前変更後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)	備考

○富城県告示第八百三十七号	道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。			
	その関係図面は、平成二十二年八月二十日から三十日間富城県庁（土木部道路課）及び富城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。			
平成二十二年八月二十日	平成二十二年八月二十日			
一 道路の種類 県道	二 路線名 塩釜亘理線	三 道路の区域		
亘理郡亘理町荒浜字篠子橋六五番一地先から 同郡同町荒浜字篠子橋九四番一地先まで	亘理郡亘理町吉田字大道一番一地先から 同郡同町吉田字大道一番一地先まで			
変 更 の 区 間	前 变更の区間	A 前後A	B 前後B	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 变更の区間	二二・二〇	二六八・〇	登米市迫町佐沼字鉄砲丁一一番四地先から 同市同町佐沼字的場三五番三地先まで
	前 变更の区間	二二・一四	一七九・二	
	前 变更の区間	二二・一〇	二六八・〇	
宮城県知事 村井嘉浩	宮城県知事 村井嘉浩			

変更の区間	前変更の敷地の幅員(メートル)	後変更の敷地の延長(メートル)	備考
亘理郡亘理町吉田字大道一番一地先から 同郡同町吉田字大道一番一地先まで	一六・六〇	二〇七・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
亘理郡亘理町吉田字大道二番一地先から 同郡同町吉田字大道二番一地先まで	一六・五・三	一六・六・六	
亘理郡亘理町吉田字大道三番一地先から 同郡同町吉田字大道三番一地先まで	一三・一・三	一三・一・四	
亘理郡亘理町吉田字大道四番一地先から 同郡同町吉田字大道四番一地先まで	一三・八・八	一三・八・九	
亘理郡亘理町吉田字大道五番一地先から 同郡同町吉田字大道五番一地先まで	一〇七・〇	一〇七・〇	

公 告
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次とおり一般競争入札に付す。 平成二十二年八月二十日
一 入札に付する事項
1 購入物品及び納入予定数量
(一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 千四百二十七トン (二) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、ハトン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 六十キロリットル
2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
3 納入期間 契約締結の日から平成二十三年三月三十一日まで
4 納入場所 宮城県大河原土木事務所管内
二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城县の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）附則第一条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
4 平成十一年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項

○富城県告示第八百三十八号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。
その関係図面は、平成二十二年八月二十日から三十日間富城県庁（土木部道路課）及び富城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十二年八月二十日

一 道路の種類 県道
二 路線名 吉田浜山元線
三 道路の区域

宮城県知事 村井嘉浩

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものをおむ。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自口若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第一号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対し、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不當に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城县出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一・三三三五）へ平成二十一年九月十六日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等
1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八九・一一四三 柴田郡大河原町字南一一九番一号

宮城県大河原土木事務所総務班（担当 加藤 文夫 電話〇二一四・五三・三一三五）

2 入札書の作成

入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするもの」として作成すること。

3 入札説明書の交付期限

平成二十一年九月三日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十一年九月二日（木）まで1あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年九月十五日（水）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応しなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十一年九月二十九日（水）午後五時まで

(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は平成二十一年十月五日（火）とし、開札の時刻及び場所は(一)に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 一の1の(一)の購入物品 午後一時三十分 宮城県大河原合同庁舎三階入札室

(二) 一の1の(二)の購入物品 午後一時四十五分 宮城県大河原合同庁舎三階入札室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

- 2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けてなこむ
5 もの他

- 1 契約手続における使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
2 入札保証金 財務規則（昭和二十九年福島県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十二年福島県規則第十九号）
第一条の規定による。

- 3 契約保証金 財務規則第二十一条及び第四十四条の規定による。

- 4 入札の無効 本公司が示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札上求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

- (一) 入札金額は、一の一つの購入物品にあつては、キログラム当たりの単価を、一の一つの購入物品にあつては、一コットル当たりの単価を一錢単位で記載すること。
(二) 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の四分の五に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の十四に相当する金額を入札書に記載する。
(三) 消費税及び地方消費税の相当地（当該金額は、円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）は、代金請求時に加算するものとする。
6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札する。

7 契約書作成の郵便 郵

- 8 申請書類の作成に要する経費 申請書類を提出する入札参加希望者の負担とする。
9 諸縁せ、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (on a procurement contract Basis)
2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2011.
3 Place of Delivery : Within Ogawara public works office areas of jurisdiction.
4 Deadline for Bid : Wednesday, September 29, 2010, 5 : 00 p.m.
5 Contact Person : Fumio Kato, Procurement Section, Ogawara Public Works Office, Treasury

Department, Miyagi Prefectural Government, 129-1 azaminami, Ogawaramachi, Shibata-gun,
Miyagi, 989-1243 Japan. Tel.: 0224-53-3135

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○平成二十二年七月十六日付で公取った政府調達に関する規定の適用を受けた調達に係る入札止付の件、次のとおりとする。
平成二十二年八月二十一日

福島県知事 村 井 駿 也

一 入札を中止する物品

- 1 購入物品
(一) 普通乗合自動車（福島県船形四口一用）一台
(二) 普通乗合自動車（福島県七ツ森希望の家用）一台

- 2 納入期限 平成二十三年一月三十一日
(一) 福島県船形四口一用
(二) 福島県七ツ森希望の家用

- 3 納入場所
(一) 福島県七ツ森希望の家用

- 4 入札を中止する理由
入札に参加しようとする者がなまこいが明かでないため、財務規則（昭和二十九年福島県規則第七号）第八条第一項の二第三項の規定による。

- 5 入札を中止する理由
入札に参加しようとする者がなまこいが明かでないため、財務規則（昭和二十九年福島県規則第七号）第八条第一項の二第三項の規定による。

- 6 入札を中止する理由
入札に参加しようとする者がなまこいが明かでないため、財務規則（昭和二十九年福島県規則第七号）第八条第一項の二第三項の規定による。

- 7 入札を中止する理由
入札に参加しようとする者がなまこいが明かでないため、財務規則（昭和二十九年福島県規則第七号）第八条第一項の二第三項の規定による。

- 8 入札を中止する理由
入札に参加しようとする者がなまこいが明かでないため、財務規則（昭和二十九年福島県規則第七号）第八条第一項の二第三項の規定による。

- 9 入札を中止する理由
入札に参加しようとする者がなまこいが明かでないため、財務規則（昭和二十九年福島県規則第七号）第八条第一項の二第三項の規定による。

○政府調達に関する規定の適用を受けて、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年八月二十一日

福島県知事 村 井 駿 也

1 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 凍結防止剤散布車 四台

2 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 凍結防止剤散布車 四台

3 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 凍結防止剤散布車 四台

4 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 凍結防止剤散布車 四台

5 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 凍結防止剤散布車 四台

6 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 凍結防止剤散布車 四台

7 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 凍結防止剤散布車 四台

8 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 凍結防止剤散布車 四台

9 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 凍結防止剤散布車 四台

四 号 落札者の名称及び所在地 株式会社KCMJ仙台営業所 仙台市宮城野区扇町三丁目七番三十五	委員長 佐藤健一
五 落札金額 七千二十四万五千円	
六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
七 入札の公告を行つた日 平成二十二年六月二十九日	
八 選挙管理委員会	
○富選管告示第九十九号	
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。	
平成二十二年八月二十日	
(一) 政党的支部	
法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党的支部	
委員長 佐藤健一	
政治団体の名称 代表者氏名 会計責任者 氏名 主たる事務所の所在地 政党的名称 以降の選舉に係る事務所の所在地 届出年月日	
自由民主党宮城県 県第二選挙区支部 秋葉 賢也 若生 博康 仙台市泉区 上谷刈四一 一七・一六	
(二) その他の政党的支部(政党和政治資金団体以外の政党的支部)	
国会議員関係政治団体以外の政党的支部	
委員長 佐藤健一	
政治団体の名称 代表者氏名 会計責任者 氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日	
高橋光市後援会 内海 智子 代表者 内海 智子 堀田多美夫 平成二十二年七月二十八日	
宮城県電工組政治 山野 國廣 名称 宮城県電工組政治連盟 平成二十二年七月十五日	
連盟宮城県支部 內海 智子 代表者 内海 智子 堀田多美夫 平成二十二年七月二十八日	
宮城県連合後援会 佐藤 昭男 佐藤 節子 仙台市若林区遠見塚一一一七一 平成二十二年七月十六日	
佐藤正昭連合後援会 佐藤 昭男 佐藤 節子 仙台市若林区遠見塚一一一七一 平成二十二年七月十六日	
加藤和彦後援会 佐々木 碩 茂木 貞人 仙台市青葉区愛子東六一七一四五 平成二十二年七月二十七日	
○富選管告示第一百号	
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。	
平成二十二年八月二十日	

四 号 落札者の名称及び所在地 株式会社KCMJ仙台営業所 仙台市宮城野区扇町三丁目七番三十五	委員長 佐藤健一
五 落札金額 七千二十四万五千円	
六 契約の相手方を決定した手續 一般競争入札	
七 入札の公告を行つた日 平成二十二年六月二十九日	
八 選挙管理委員会	
○富選管告示第九十九号	
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。	
平成二十二年八月二十日	
(一) 政治団体の名称 代表者氏名 異動事項 新 旧 異動届出年月日	
自由民主党村田町 斎藤万之亟 会計責任者 村上 登 渡辺 元道 平成二十二年七月十六日	
自由民主党丸森町 寺島 英毅 同 伊藤 正秋 斎藤 輝雄 平成二十二年七月三十日	
支部 (その他の政治団体)	
宮城県電工組政治 山野 國廣 名称 宮城県電工組政治連盟 平成二十二年七月十五日	
連盟宮城県支部 內海 智子 代表者 内海 智子 堀田多美夫 平成二十二年七月二十八日	
宮城県連合後援会 佐藤 昭男 佐藤 節子 仙台市若林区遠見塚一一一七一 平成二十二年七月十六日	
佐藤正昭連合後援会 針生 喜初 平成二十二年七月十六日 平成二十二年七月十六日	
高橋光市後援会 内海 智子 平成二十年三月三十一日 平成二十二年七月二十八日	
大條修也後援会 佐藤 晋也 平成二十二年三月二十七日 平成二十二年七月十四日	
みやぎ中村ひろひこ後援会 黒田 清 平成二十二年六月三十日 平成二十二年七月十三日	
○富選管告示第一百号	
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十五年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。	
平成二十二年八月二十日	

岐 城 県 公 報

政治団体の収支報告書の要旨

(その他の政治団体)

政治団体の名称 佐藤正昭連合後援会

報告年月日 平成22年7月16日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年支出額	0 円

○御選管印第百四回

政治資金規正法(昭和二十二年法律第二百九十四号)第十七条第一項の規定によつて、政治団体から平成十六年分収支報告書の提出があつたので、同法第110条第一項の規定によつて、その額面を次のとおり公表する。

平成二十二年七月十六日

岐城県選管印第百四回

岐 城 県 佐 藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨

(その他の政治団体)

政治団体の名称 佐藤正昭連合後援会

報告年月日 平成22年7月16日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年支出額	0 円

○御選管印第百四回

政治資金規正法(昭和二十二年法律第二百九十四号)第十七条第一項の規定によつて、政治団体から平成十七年分収支報告書の提出があつたので、同法第110条第一項の規定によつて、その額面を次のとおり公表する。

平成二十二年七月十六日

岐城県選管印第百四回

岐 城 県 佐 藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨

(その他の政治団体)

政治団体の名称 佐藤正昭連合後援会

報告年月日 平成22年7月16日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年支出額	0 円

○御選管印第百四回

政治資金規正法(昭和二十二年法律第二百九十四号)第十七条第一項の規定によつて、政治団体から平成十八年分収支報告書の提出があつたので、同法第110条第一項の規定によつて、その額面を次のとおり公表する。

平成二十二年七月十六日

岐城県選管印第百四回

岐 城 県 佐 藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨

(その他の政治団体)

政治団体の名称 佐藤正昭連合後援会

報告年月日 平成22年7月16日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年支出額	0 円

○御選管印第百四回

政治資金規正法(昭和二十二年法律第二百九十四号)第十七条第一項の規定によつて、政治団体から平成十九年分収支報告書の提出があつたので、同法第110条第一項の規定によつて、その額面を次のとおり公表する。

平成二十二年七月十六日

岐城県選管印第百四回

政治団体の収支報告書の要旨
松 鹿 岐 岡 橋 越 一
 (2) 支出総額
ア 前年繰越額 0 円
イ 本年収入額 0 円
 0 円

(その他の政治団体)

政治団体の名称 佐藤正昭連合後援会
報告年月日 平成22年7月16日
1 収入・支出の総額

(1) 収入総額
ア 前年繰越額 0 円
イ 本年収入額 0 円
 0 円
 (2) 支出総額
ア 前年繰越額 0 円
イ 本年収入額 0 円
 0 円

○御馳騒動印長第四ヶ印

政治資金規正法(昭和三十二年法律第二十回)第十七条第一項の規定による、政治団体からの出
成三十一冊の政治資金規正法(昭和三十二年法律第二十回)第十七条第一項の規定による、政治団体からの出
れづる表である。

計成三十一冊六千円、四十円

政治団体の収支報告書の要旨
松 鹿 岐 岡 橋 越 一
 (2) 支出総額
ア 前年繰越額 0 円
イ 本年収入額 268,000 円
 182,116 円

(その他の政治団体)

政治団体の名称 大條修也後援会
報告年月日 平成22年2月24日

1 収入・支出の総額
ア 前年繰越額 0 円
イ 本年収入額 268,000 円
 268,000 円

2 収入・支出の内訳
(1) 収入の内訳
ア 個人の負担する党費又は会費

1 収入・支出の総額
ア 前年繰越額 0 円
イ 本年収入額 0 円
 0 円

145,000 円
145 人

123,000 円

123,000 円

268,000 円

268,000 円

(1) 収入総額

ア 前年繰越額 0 円
イ 本年収入額 0 円
 0 円

ア 機関紙誌の発行その他の事業による収入
(ア) 総会費 182,116 円
合 計 123,000 円
 268,000 円

ア 政治活動費
(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費 180,516 円
ア その他の事業費 1,600 円

1 収入・支出の総額
(1) 収入総額 0 円

政治団体の名称 高橋光市後援会
報告年月日 平成22年7月28日

1 収入・支出の総額
(1) 収入総額 0 円

		合計	182,116 円	(ア) 組織活動費 (イ) その他の経費
政治団体の名称	佐藤正昭連合後援会			
報告年月日	平成22年7月16日			
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額				
ア 前年繰越額		0 円	0 円	
イ 本年収入額		0 円	0 円	
(2) 支出総額				
○個別箇目記載欄				
政治団体の現状(留保)(十一)掛合無(四十回印) 帳十七紫銀一圓の現状(二)六〇、政治団体からの掛合(十一)掛合無(四十回印) 帳十九紫銀一圓の現状(三)四二、次のとおり記載する。				
財産(十一)掛合(四十回印)				
(その他の政治団体)				
政治団体の名称 大條修也後援会				
報告年月日 平成22年7月14日				
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額				
ア 前年繰越額		894,708 円	0 円	
イ 本年収入額		894,708 円	894,708 円	
(2) 支出総額				
2 収入・支出の内訳				
(1) 収入の内訳				
ア 個人の負担する党費又は会費		894,700 円	2,456 人	
(1) 収入総額				
ア 前年繰越額		85,884 円	8 円	
イ 本年収入額		0 円	8 円	
(2) 支出総額				
85,884 円		894,708 円	894,708 円	
2 収入・支出の内訳				
(1) 収入の内訳				
合計		0 円	894,708 円	
(2) 支出の内訳				
ア 政治活動費				
(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費		59,829 円	59,829 円	
a 宣伝事業費				
(イ) 寄附・交付金		831,939 円	2,940 円	
(ア) 備品・消耗品費		1,792 円	1,792 円	
イ 政治活動費		84,092 円	84,092 円	
合計			894,708 円	